

### 児童手当を受給している方へ



#### 届け出が必要な方

児童手当を受給している方が次のような場合は、子育て支援課に届け出する必要があります。

- ・ 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった
- ・ 受給者や配偶者、児童の住所が変わった(他の市町村や海外への転出を含む)
- ・ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わった
- ・ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなった
- ・ 受給者の加入する年金が変わった(受給者が公務員になったときを含む)
- ・ 離婚協議中の受給者が離婚をした
- ・ 国内で児童を養育している方として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



#### 現況届の提出が必要な方

現況届を送付しますので、6月30日(金)までに提出してください。児童の養育状況が変わっていない場合は現況届の提出は、原則不要です。

届いていない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。次の①～⑤に該当する場合は、現況届の提出が必要となります。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
  - ② 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
  - ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
  - ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
  - ⑤ その他、状況を確認する必要がある方
- 詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。
- 子育て支援課**  
☎ 443・1693

### マイナンバーカード出張申請サポート



#### マイナンバーカードの交付を希望する方に、顔写真の撮影などの申請補助を行う出張申請サポートを実施します。

出張申請サポートで申請した方のマイナンバーカードは、自宅に郵送します。

#### 日時・場所

6月18日(日)  
午前10時～午後3時  
中央公民館

7月2日(日)  
午前10時～午後3時  
八街市に住民票があり、マイナンバーカードを初めて申請される方

申請に必要なもの

- ・ 個人番号通知カードまたは個人番号通知書
  - ・ 住民基本台帳カード(お持ち)
- 市民課**  
☎ 443・1120

### コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンスを行うため、証明書のコンビニ交付サービスを、次のとおり一時停止します。ご理解、ご協力をお願いします。

#### 交付停止日

6月6日(火)(終日)

#### 交付停止の証明書

住民票の写し・印鑑登録証明書・課税(非課税)証明

#### ちの方のみ

- ・ マイナンバーカード交付申請書(お持ちの方)
- ・ 本人確認書類 A1点または B2点(原本・有効期限内のものに限る)
- ・ A 運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなど
- ・ B 健康保険証・介護保険証・年金手帳(年金証書)・学生証・こども医療費助成受給券など

※個人番号通知カードまたは個人番号通知書を紛失された方は、A2点もしくはA1点+B1点が必要です。  
※15歳未満の方は、親権者の同行と親権者の本人確認書類も必要です。  
※申請時に必要なものが揃っていない場合、マイナンバーカードは、後日、市民課でのお渡しとなります。

### 令和6年の二十歳を祝う会は1月7日(日)に開催

二十歳という節目を迎え、大人になったことを自覚し、自らの努力で人生を切り拓こうとする方をお祝いする「二十歳を祝う会」を次のとおり開催します。

令和6年1月7日(日)

#### 第1部

八街中学校区・八街北中学校区在住または出身の方  
午前10時～10時30分

#### 第2部

八街中央中学校区・八街南中学校区在住または出身の方  
午後2時～2時30分  
中央公民館

平成15年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方

※市内に住所がある方には、案内はがきを11月上旬頃に送付する予定です。  
※市外に転出された方も出席できます。市外に転出された方で、案内はがきの送付を希望される方は、社会教育課までご連絡ください。  
最新情報は、市ホームページなどでお知らせします。

**社会教育課**  
☎ 443・1464



### 「私の思い」八街っ子の主張」作品募集

教育委員会と八街っ子サポート連絡協議会では、市民の皆さんから作文を募集しています。

市内在住の児童・生徒

市内の小・中・高校に在学する児童・生徒

#### 応募締切

- ① 市内の小・中・高校の児童・生徒は、所属する学校長の推薦により社会教育課へ提出してください。
- ② ①以外の市内在住の児童・生徒は、9月27日(水)までに社会教育課へ直接提出してください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**社会教育課**  
☎ 443・1464



- ・ 家庭、学校生活、社会(地域活動)および身の回りや友達との関わりなど
- ・ 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など

#### 部門

- ・ 小学校1・2年生の部
- ・ 小学校3・4年生の部
- ・ 小学校5・6年生の部
- ・ 中学生の部
- ・ 高校生の部

#### テーマ